

改正貸金業法の堅持及び多重債務対策の強化を求める件

深刻な多重債務問題解決のため、2010年6月18日に、改正貸金業法の焦点であった出資法の上限金利の引下げ及び収入の3分の1以上の貸付の禁止（総量規制）等の完全施行がなされてから2年が経過した。

5社以上の借入れを有する多重債務者が法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者は17万人から10万人に、多重債務による自殺者は1973人から998人に半減するなど、同法改正は多重債務対策として大きな成果を上げている。

各地方自治体においても国の「多重債務改善プログラム」を踏まえ、関係機関との連携を強化し、多重債務者の相談や救済、そして生活再建を目指した施策を実施してきたところである。

他方、一部には、消費者金融から借りられない人がいわゆるヤミ金業者から借入れせざるを得ず、特に資金調達が制限された零細な中小企業者の需要を充たすためという理由で、再び金利引き上げや総量規制の緩和について懸念がある。

よって、国会及び政府におかれては、現行の改正貸金業法を堅持するとともに、多重債務対策に関する下記の事項について、さらなる取り組みを強化・推進されるよう強く要望する。

記

- 1 現行の改正貸金業法を堅持し、上限金利の引き上げや貸付の総量規制の緩和を行わないこと
- 2 政府の「多重債務問題改善プログラム」の着実な実行に向け、個人及び中小業者向けに貸付や生活・経営相談ができるセーフティネットをさらに充実させること
- 3 貸付業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、都道府県・多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と内閣の多重債務者対策本部との有機的な連携をはかること
- 4 地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、各地方自治体での多重債務相談体制の強化など、地方消費者行政の充実強化に向け、一層の予算措置を行うこと
- 5 ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の強化をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（金融）

様

仙台市議会議長 佐藤 正昭